

経済産業省

20150723 貿局第1号
輸入注意事項27第9号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の7の(1)に基づく試験研究用の第一種特定化学物質等の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年7月31日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「輸入公表三の7の(1)に基づく試験研究用の第一種特定化学物質等の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の7の(1)に基づく試験研究用の第一種特定化学物質等の輸入に関する確認について」(昭和54年8月15日付け輸入注意事項54第16号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年8月1日から施行する。

「輸入公表三の七の(1)に基づく試験研究用の第一種特定化学物質等の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○輸入公表三の七の(1)に基づく試験研究用の第一種特定化学物質等の輸入に関する確認について（平成54年8月15日付け輸入注意事項54第16号）

改正後	現 行
<p>輸入公表の三の七の(1)のイ又はロに掲げる第一種特定化学物質等を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けて下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出書類</p> <p>(1) 輸入公表三の七の(1)のイに掲げる貨物</p> <p>① 試験研究用の第一種特定化学物質の輸入に関する確認申請書（別紙様式1） 2通</p> <p>② 用途を証する書類 1通</p> <p>(2) 輸入公表三の七の(1)のロに掲げる貨物</p> <p>① PFOS 又はその塩が使用されているエッチング剤、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの輸入に関する確認申請書（別紙様式2） 2通</p> <p>② 用途を証する書類 1通</p> <p>③ 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類の写し 1通</p> <p><u>(注1) 輸入の確認に当たり必要がある場合は、上記以外の書類の提出を求めることがある。</u></p> <p><u>(注2) 輸入確認書の有効期限は原則として確認日より1年間とする。ただし、国際機関により、条約その他の国際約束に基づく査察で使用する目的で申請が行われた場合については、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>[別紙様式1]</p> <p style="text-align: center;">試験研究用の第一種特定化学物質の輸入に関する確認申請書</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p>申請者名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>記名押印 _____</p> <p>又は署名 _____</p> <p>資 格 _____</p> <p>申請年月日 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>※確認番号 _____</p> <p>※確認年月日 _____</p> <p>※有効期限 _____</p> </div>	<p>輸入公表の三の七のイ又はロに掲げる第一種特定化学物質等を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けて下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出書類</p> <p>(1) 輸入公表三の七の(1)のイに掲げる貨物</p> <p>① 試験研究用の第一種特定化学物質の輸入に関する確認申請書（別紙様式1） 2通</p> <p>② 用途を証する書類 1通</p> <p>(2) 輸入公表三の七の(1)のロに掲げる貨物</p> <p>① PFOS 又はその塩が使用されているエッチング剤、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの輸入に関する確認申請書（別紙様式2） 2通</p> <p>② 用途を証する書類 1通</p> <p>③ 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類の写し 1通</p> <p><u>(注) 輸入の確認に当たり必要がある場合は、上記以外の書類の提出を求めることがある。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>[別紙様式1]</p> <p style="text-align: center;">試験研究用の第一種特定化学物質の輸入に関する確認申請書</p> <p>経済産業大臣 殿</p> <p>申請者名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>記名押印 _____</p> <p>又は署名 _____</p> <p>資 格 _____</p> <p>申請年月日 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>※確認番号 _____</p> <p>※確認年月日 _____</p> </div>

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商品名	種類又は 規格	数量	単価	原産地	金額
					船積地域 及び船積港	
備考						

II その他

組成等商品の内容	
製造業者	住所
	氏名
試験研究実施者	住所
	氏名
試験研究の内容	

- 上記のとおり確認する。
 上記の事実を確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印
 資格 _____
 記名押印 _____

(裏面)

※通関

税関申請番号及 び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認月 日及び税関押印

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商品名	種類又は 規格	数量	単価	原産地	金額
					船積地域 及び船積港	
備考						

II その他

組成等商品の内容	
製造業者	住所
	氏名
試験研究実施者	住所
	氏名
試験研究の内容	

- 上記のとおり確認する。
 上記の事実を確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印
 資格 _____
 記名押印 _____

(裏面)

※通関

税関申請番号及 び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認月 日及び税関押印

[別紙様式2]

PFOS又はその塩が使用されているエッチング剤、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

記名押印 _____

又は署名 _____

資 格 _____

申請年月日 _____

※確認番号 _____

※確認年月日 _____

※有効期限 _____

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商 品 名	種類又 は規格	数量	単価	原 産 地	金 額
備 考						

II その他

組 成 等 商 品 の 内 容		
製 造 業 者	住 所	
	氏 名	
使 用 者	住 所	
	氏 名	
使 用 の 内 容		

上記のとおり確認する。

上記の事実を確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印

資 格 _____

記名押印 _____

[別紙様式2]

PFOS又はその塩が使用されているエッチング剤、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

記名押印 _____

又は署名 _____

資 格 _____

申請年月日 _____

※確認番号 _____

※確認年月日 _____

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商 品 名	種類又 は規格	数量	単価	原 産 地	金 額
備 考						

II その他

組 成 等 <u>の</u> 商 品 の 内 容		
製 造 業 者	住 所	
	氏 名	
使 用 者	住 所	
	氏 名	
使 用 の 内 容		

上記のとおり確認する。

上記の事実を確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)
※通関

税関申請番号及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認月日及び税関押印

(裏面)
※通関

税関申請番号及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認月日及び税関押印